令和８年 11 月 25 日
教育課程企画特別部会
参 考 資 料 ２ － ８

令和８年１０月１６日

中央教育審議会初等中等教育分科会
教育課程部会教育課程企画特別部会
主査 貞広 斎子　様

全国公立短期大学協会　会長　村井　美代子

教育課程企画特別部会「次期学習指導要領等に向けた審議まとめ」について（意見提出）

時下、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

教育課程企画特別部会におかれましては、次期学習指導要領等の改訂に向け、これまで精力的に御審議を重ねられ、膨大な検討事項を整理し、審議まとめを取りまとめられました御尽力に対し、深く敬意を表しますとともに心より感謝申し上げます。

さて、全国公立短期大学協会といたしましては、公立短期大学の立場から、次期学習指導要領等に関する意見を別表のとおり提出いたします。

つきましては、今後の御審議における参考としていただき、次期学習指導要領等の検討にお役立ていただければ幸甚に存じます。

＜別表＞　教育課程企画特別部会 「次期学習指導要領等に向けた審議まとめ」に対する意見

全国公立短期大学協会
2026.10.16

部・章	関連項目	意見	該当ページ
第１部 次期学習指導要領の基本的な方向性 1/4ファイル			
第１章 子供たちを取り巻く社会や学校の現状と展望 3-5ページ	民主的で持続可能な社会に必要な資質・能力	ＳＮＳ等による民主主義の分断の懸念が「デジタル技術の負の側面」と表記されています。ＳＮＳ等は言論や表現の自由の一つの媒介として捉えるものであり、「デジタル技術の負の側面」ではなく、「デジタル技術を的確に活用するリテラシーや倫理の課題を克服することは」といった使う側、人間側の課題として表記すべきではないでしょうか。	３ページ 右ページ2つ目の●
	多様性の包摂／高等教育との接続	「多様性を個人及び社会の力に変える」という発想に立った教育や、「高等教育との接続改善」に配意する方針は重要と考えます。短期大学には、多様な学習歴や背景を持つ学生が入学していることから、初等中等教育段階において、多様な児童・生徒の学びを支える取組が着実に進められることは、短期大学における初年次教育の充実や学生の学修成果の向上にも資するものと考えます。これらの取組を確実に推進していただくようお願いします。	4～5ページ
第２章 次期学習指導要領に向けた基盤となる考え方 6-11ページ	「好き」を育み「得意」を伸ばす／総合的な探究の時間	「『好き』（興味・関心）を育み、『得意』を伸ばす」ことと、「当事者意識を持って、自分の意見を形成し、対話と合意ができる」ことを両輪として推進する方向性は重要と考えます。これは、短期大学における専門教育や地域連携に関する教育の基盤にもなるものと考えます。特に、総合的な探究の時間における「マイ探究」等の充実を通じ、高等学校段階での探究の成果が、短期大学進学後の学びへと継続・発展するよう、大学等（短期大学を含む）との連携も含めて推進していただくようお願いします。	8～11ページ
第３章「深い学び」を実現するための分かりやすく使いやすい学習指導要領 12-28ページ	表形式化／デジタル学習指導要領	学習指導要領を表形式化し、「デジタル学習指導要領」として、保護者や地域住民を含め、誰もが容易にアクセスできる環境を整備する方向性は重要と考えます。高等教育機関の教職員が、高等学校までに育成を目指す資質・能力や学習内容を把握しやすくなれば、短期大学における入学前教育や初年次教育にも活用できると考えます。校種間の系統性を確認できる機能を検討する際には、高等教育機関での活用も視野にいれていただくようお願いします。	16～21ページ
第４章 多様な子供たちを包摂する柔軟な教育課程 29-53ページ	高等学校段階における単位制の柔軟化等／学校外学修／高等教育との接続	高校教育の柔軟化と高大接続 高等学校における学校外学修の活用や単位制の柔軟化は、大学入学者選抜や入学後の教育にも影響することから、高等教育政策との整合性を踏まえて検討していただくようお願いします。 また、高校教育と短期大学教育の円滑な接続を図るため、地域の高校と短期大学が、高校3年間と短期大学2年間を見通した連携プログラムを試行できる仕組みについてもご検討をお願いします。	第1部 40～51ページ 高等教育との接続改善 は第1部4ページ
	高等学校における単位制の柔軟化	高等学校における単位制の大幅な柔軟化（科目の組み替え、1単位の計算方法の見直し、外部試験を活用した必履修科目の履修免除、学校設定教科・科目の単位数上限の引上げ等）により、生徒の履修内容が一層多様化することが見込まれます。短期大学が入学者の既習内容を適切に把握し、入学者選抜や入学前教育、初年次教育等にも生かせるよう、各高等学校が公表する教育課程について、組替え後科目等の内容や趣旨が分かりやすく示されることを期待します。また、調査書等における履修内容や学修評価の記載の在り方についても、高等教育機関の意見を踏まえて検討していただくようお願いします。	40～51ページ
第５章「余白」の創出を通じた教育の質の向上 54-60ページ	内容の精選と基礎学力の保証	教師と子供の双方に「余白」を創出する方向性は重要と考えます。一方、学習内容の整理・精選は、短期大学における基礎教育にも影響する可能性があります。素案に示された「学力向上に資する精選」の考え方を重視し、「確かな知識」の習得や基礎学力の着実な育成が図られるよう進めていただくことをお願いします。また、精選により高等学校で扱う内容が変更される場合には、高等教育機関にも早期に情報提供していただくようお願いします。	54～60ページ
第６章 豊かな学びに繋がる学習評価 61-70ページ			
第７章 情報活用能力の抜本的向上と質の高い探究的な学びの実現 71-76ページ	情報活用能力の抜本的向上の必要性と方向性	情報活用能力を、情報機器の操作技能や情報の収集・整理にとどまらず、情報の真偽や偏りを吟味する力、他者の権利やプライバシーを尊重する態度、情報を適切かつ責任をもって発信する力を含むものとして、発達段階に応じて早期から系統的に育成することが重要です。特に、SNSや生成AIが子どもの生活や学びに浸透する中、情報モラル、メディアリテラシー及びデジタル社会に主体的に参加する態度を、情報活用能力と一体的に位置付けていただくようお願いします。	本章　全般
		「情報活用能力の「活用」を十分に発揮するためには、その土台となる数学や情報の基礎的な知識が不可欠であることから、高等学校までの教育においてその確実な習得を重視していただくようお願いします。	71～76ページ
		「高等教育機関における数理データサイエンスAI教育との接続を大切にし、情報活用能力に加え、情報モラル教育も早い段階から大切にしていただきたいこと」 ・初等・中等教育において、学習者が主体的にインターネットを活用した情報発信を行えるよう、学習者に対する指導が必要と考えます。そのため、指導できる人材の育成及び環境の構築にも力を入れていただくようお願いします。 ・教育課程の接続性の観点から、数理・データサイエンス・AI教育を他教科の内容と有機的に連携させる「文理融合」型の指導が重要と考えますので、遅くとも中等教育の段階から導入する必要があると考えます。	主に 71～76ページ
	改訂を支える十分な条件整備	74ﾍﾟｰｼﾞ文中以下の▷の記載があります。 ▷国おいて質の高い学習教材を開発、少なくとも１年に１度など、タイムリーにアップデート ▷中学、高校において相当免許状所有者不足 ▷免許状所有者でも早い技術革新の現状に、指導に不安の教師もいる。 　情報教育と数学や科学等科目との関連性は、AIの急速な進展に合わせて、毎年度、その内容を見直し改善する仕組みを条件整備に記載されています。新指導要領が約１０年を適用期間の中で評価される取組である一方、難しい課題でもあります。 情報系の教育課程を持ち実用的な専門教育を行う短期大学においては、高大接続により情報教育に最新の実用的な教育・研究成果を反映させることが可能です。教師の情報研修においても、情報教育の技法や最新の情報技術など、教育現場で柔軟に教育内容のアップデートにコミットできる立場にあり、地域の短期大学との連携は有効です。	74ページ 【④改訂を支える 十分な条件整備】 ▷の一つ目から三つ目
	数理・データサイエンス・AI教育との接続／探究の質	高等学校卒業までに、すべての生徒が数理・データサイエンス・AIに関する「リテラシーレベル」の資質・能力を身に付けられるようにする方向性は重要と考えます。短期大学においても、これらの分野に関する教育に取り組んでいることから、高校段階で育成を目指す資質・能力や到達の目安を高等教育機関にも分かりやすく示すとともに、高等教育政策との連携を含め、円滑な接続の在り方を検討していただくようお願いします。また、探究の質を考える視点を整理する際には、高等教育機関においても探究の成果や学習過程を理解・評価しやすいよう、参考資料等を分かりやすく示していただくようお願いします。	71～76ページ （第２部 情報・技術、情報 237ページ、総合的な探究の時間332ページ）
第８章 次期学習指導要領の趣旨を実現するために必要な方策 77-89ページ	教員・保育者養成への反映及び高等教育との接続	情報活用能力、情報モラル、生成AIの活用、探究的な学び等の新たな教育課題を学校・幼児教育施設で適切に扱うためには、教員・保育者養成段階から必要な資質・能力を育成することが不可欠です。特に保育者養成においては、乳幼児の発達段階に応じたICT利用、遊びや直接体験とのバランス、個人情報・肖像権・著作権への配慮、保育記録及び保護者との情報共有における安全なデジタル活用、保護者への相談支援等を学ぶ必要があります。改訂に当たっては、養成課程に新たな内容を単純に付加するのではなく、既存科目との関連を整理するとともに、養成校が対応するための準備期間、研修及び教材等の整備についても配慮いただくようお願いします。	本章　全般
	諸条件の整備の在り方／教師の養成・採用・研修	次期学習指導要領等の改訂は、教員・保育者養成課程にも影響することから、養成課程における教育内容の見直しや必要な準備期間についても配慮していただくようお願いします。 特に、新たな教育課題への対応に当たっては、既存の教育内容との関係を整理し、短期大学における養成の実情を踏まえ、関係部局・省庁と連携してご検討をお願いします。	第1部 87～88ページ。 幼児教育関係は101～113ページ
	「社会に開かれた教育課程」の実質化／学校・大学・地域との連携	公立短期大学との地域連携 地域の学校と大学等との連携を推進するに当たっては、地域人材の養成や現職者研修、幼小接続・高大接続等に取り組む公立短期大学も、重要な連携主体として位置づけていただくようお願いします。 また、こうした連携が一過性の取組にとどまらないよう、継続的な協働を支える体制づくりについてもご検討をお願いします。	第1部 86ページ 関連記述は第2部総則にもあり
	高等学校の教科・科目構成の見直し	高等学校の教科・科目構成の見直し（国語・数学・外国語における科目の再編や名称変更、新たな単位による標準単位数の設定等）は、短期大学における入学者選抜の出題教科・科目や出題範囲の設定のほか、入学者前教育の内容にも影響します。高等教育機関が十分な準備期間を確保できるよう、確定した内容の早期周知に加え、移行期間中の取扱いについても明確に示していただくようお願いします。	79～81ページ

第２部 基本的な方向性を踏まえた各教科等の方向性 1/4ファイル			
第１章 各学校段階、教科等横断的事項に関する改善 91-124ページ	幼児教育―家庭や地域との連携・支援の在り方	乳幼児期においては、情報機器の操作技能を早期に習得させることを目的とするのではなく、直接的・具体的な体験、遊び、身体活動及び人との関わりを基盤としながら、デジタル機器と適切に関わるための生活習慣や態度の基礎を育むことが重要です。また、家庭におけるICT利用について、幼稚園、保育所及び認定こども園が、乳幼児の発達や心身への影響を踏まえて保護者に相談・情報提供を行えるよう、具体的な考え方や支援例を示していただくようお願いします。	本章　全般
	学校と社会の連携・協働（大学等との協働）	総則や解説において、協働の相手を「地域の人々」にとどめず、大学・研究機関・企業・NPO等の組織・機関へと広げる方向性は重要と考えます。地域に根ざした高等教育機関である公立短期大学も、探究学習の支援や地域連携の担い手となり得ます。総則や総合的な探究の時間において、連携先として示す「大学等」に短期大学が含まれることを、解説等で明確にしていただくようお願いします。	総則（92～100ページ） 総合的な探究の時間（332～341ページ）
第２章 各教科・科目等に関する改善 125-363ページ	国語（論理的に表現する力）	国語科において「話や文章の機能」を軸に事項を整理し、考えや主張を理由や根拠と結びつけて筋道立てて表現する力の育成を重視する方向性は重要と考えます。これは、短期大学におけるレポート作成等の基盤となるとともに、AIが広く活用される時代においても重要な力です。高等学校の選択科目の再編に当たっても、「書くこと」を含む論理的な表現力が着実に育成されるようお願いします。	国語（131～132ページ） 第1部　9ページ、79ページ
	情報（情報Ⅰ・情報Ⅱの充実）	情報教育を充実する方向性は重要と考えます。情報Ⅱの単位数の柔軟な配当や、情報Ⅰと数学Ⅰの一部を組み合わせる科目設定等により、高等学校での学習内容や履修状況は一層多様化すると考えられます。短期大学が入学者の情報活用能力を的確に把握し、高等学校での学びを発展させる教育を行えるよう、高等学校卒業段階で目指す育成を目指す資質・能力やその到達の目安、新旧の学習指導要領で学んだ生徒が在籍する移行期の取り扱いを、高等教育機関にも分かりやすく示していただくようお願いします。また、生成AIの適切な活用に関する指導が高等学校から短期大学まで円滑につながるよう、関連するガイドラインの改定等に当たっては、高等教育との連携にも配慮していただくようお願いします。	情報・技術、情報 （236～237ページ、241～242ページ、255～257ページ、261ページ）
	(情報（情報Ⅰ・情報Ⅱの充実）)	メディアリテラシーに関連して ジャーナリズムが社会において果たす役割や、報道の自由そのものの意義については、十分に取り上げられていないように思います。 情報を受け取る側の能力だけでなく、民主主義社会において、なぜ自由で多様な情報が流通することが重要なのか、また、その中でジャーナリズムがどのような役割を果たすのかについて理解することも、主権者教育の一環として検討していただくようお願いします。	236-247ページ
	外国語（英語）	外国語科において、発信力を強化するとともに、科学的知見を踏まえた学習方略の指導により、学習の自己調整を促す方向性は重要と考えます。高等学校で身に付けた学習方略を進学後の学習に継続して生かせることは、短期大学における英語教育にとっても重要です。高等学校卒業段階で目指す英語力の水準や、国が作成する基盤語彙リスト等について、短期大学の入学者選抜や初年次の英語教育に活用できるよう、高等教育機関にも提供・周知していただくようお願いします。また、必履修科目の履修免除に伴う振替先として学校外の学修が想定されていることを踏まえ、短期大学を含む高大連携の具体的な在り方についても示していただくようお願いします。	外国語（277ページ、280ページ、282～283ページ）
		「小中高を通じた英語教育強化の中で、成果目標に英語力の向上を加え、コミュニケーション能力、異文化・多様性理解の教育を大切にしていただきたいこと」 ・英語力の向上、コミュニケーション能力の教育、異文化・多様性理解の教育も大切にしていただくようお願いしますが、英語力に加えコミュニケーション能力の向上の基礎となる、基本的な英文法や語彙の教育も重視していただくようお願いします。（短期大学の授業において、学力のレベルに幅があり、レベルの高い学生にとっては、物足りないであろうと思う講義内容とせざるを得ないときがあります。）	主に 274～285ページ
	道徳	「情報モラルの取扱い」について 「個人情報を出さない」「誹謗中傷をしない」といった、何がよいかが比較的明確な事項についても、なぜそれに反する行為をしてしまうのかを考えることに加えて、なぜ個人情報の適正な取扱いが必要なのか、なぜ他者のプライバシーや名誉等を尊重する必要があるのかという、ルールの背後にある価値や理由そのものを考える視点も、より明確に位置付けてよいのではないかと考えます。 「匿名アカウントでの不満の発信」について これを「単純な正誤だけでは判断しにくい問い」の例として取り上げること自体は適切であると考えますが、教材化に当たっては、匿名であることや不満を表明すること自体が問題であるとの理解につながらないよう、留意が必要ではないかと考えます。 匿名性には一定のリスクがある一方で、相談、少数者による意見表明、組織や権力に対する批判等を支える機能もあります。したがって、匿名で発信すること自体を一律に否定的に捉えるのではなく、匿名性が意見表明や相談を支える側面と、その利用の仕方によっては他者のプライバシーや名誉等を害するおそれがある側面の双方を、発信の目的や内容、他者への影響等を踏まえて考えることが重要と考えます。	313ページ
	総合的な学習の時間	総合的な探究の時間における「マイ探究」等を充実する方向性は重要と考えます。探究の成果や経験は、短期大学の入学者選抜に加え、初年次教育や実践的な専門教育への接続にも資するものと考えます。入学者選抜等において探究の成果や学習過程を適切に理解できるよう、「探究の質」を考える３つの視点（課題の質・プロセスの質・成果の質）を関する参考資料等は高等教育機関にも提供していただくようお願いします。また、社会との連携にあたり、外部協力者への過度な負担を避ける留意事項を示す方向性にも賛同します。連携先や成果発表の機会を担う主体として示す「大学等」に短期大学が含まれることも明確にしていただくようお願いします。	総合的な探究の時間（320～323ページ、333～341ページ）
第３章 個別の児童生徒に係る特別の教育課程の創設 364-399ページ	特定分野に特異な才能のある児童生徒に係る特別の教育課程	特定分野に特異な才能のある児童生徒に係る特別の教育課程において、対象活動の実施機関として「大学等」が位置付けられていることを歓迎します。短期大学がプログラムを提供する場合の要件や、在籍校との連携体制の在り方について、短期大学の規模や特性も踏まえ、分かりやすい整理するとともに、実施に必要な支援を検討していただくようお願いします。	390～392ページ
以上の他、全般事項	高等学校教育と短期大学教育の接続	次期学習指導要領では、単位制の柔軟化や学習評価の見直しなど、高等学校教育の在り方に大きな変更が予定されており、高等教育機関との接続にも影響するものと考えます。多様な学習歴を持つ入学者を受け入れる短期大学が、高等学校での履修状況や学習評価の趣旨を適切に理解し、教育に生かせるよう、改訂内容を高等教育機関に早期かつ丁寧に周知するとともに、高等教育関係者との継続的な意見交換の場の設けていただくようお願いします。検討にあたっては、地域の人材育成を担う短期大学の実情にも十分配慮していただくようお願いします。	全般
		高大接続に関して、以下の視点が重要であると考えます。 ・第一に大学で初めて体系的に学ぶ学問（認知科学、言語学、経済学、経営学、法学など）について、意義や特色を高校生にわかりやすく伝えることが大切と考えます。 →これらの学問の魅力や有用性が理解されれば、高校生の進路選択の幅が広がるとともに、日常的な学習への姿勢がより積極的なものになると考えます。 ・第二に、高校で学ぶ内容が大学での学びにどのようにつながるかを高校生に示すことが大切と考えます。 →例えば、高校で学ぶ数学の知識が経済学に不可欠であることは、数学を学んでいる時点では理解しやすいものではありません。一見すると抽象的で実生活には役立たないと思われる分野であっても、将来の学びに大きな役割を果たすことが理解されれば、高校生の学習意欲は高まるものと考えます。	全般
	新指導要領の適用期間と教育教材・内容のアップデート	・新指導要領の適用期間が約１０年であることから、情報技術の進展は、社会変化の進展を後押しする側面もあり、国語や地理、公民、数学、理科や芸術の分野で、デジタル技術基盤の積極的導入と活用に加えて、ＡＩやデジタル技術の社会への影響そのものを学習する教育題材を適宜、アップデートすることにも取組み、AIやデジタル技術の理解と活用能力を高め、情報活用能力の抜本向上に資するものと考えます。	対象ページは無し

第3部 各教科・科目等に関する改善　4/4ファイル			
（第2部第2章「各教科・科目等に関する改善」関係） 特別活動［高等学校］ ホームルーム活動（２）の見直し（案）	高等学校・特別活動関係	こども性暴力防止法の施行に伴い、子どもに関わる職業への就業に際して犯罪事実確認が行われることとなるため、高等学校における進路指導との関係についても整理が必要と考えます。 特に、教員・保育者等を志望する生徒が、資格・免許の取得と就業に関する制度上の取扱いを正しく理解できるよう、必要な情報提供の在り方についてご検討をお願いします。	第3部（3）1000ページ 「生命の尊重と青年期の悩み」「性暴力の防止」（第2部第2章「各教科・科目等に関する改善」関係）